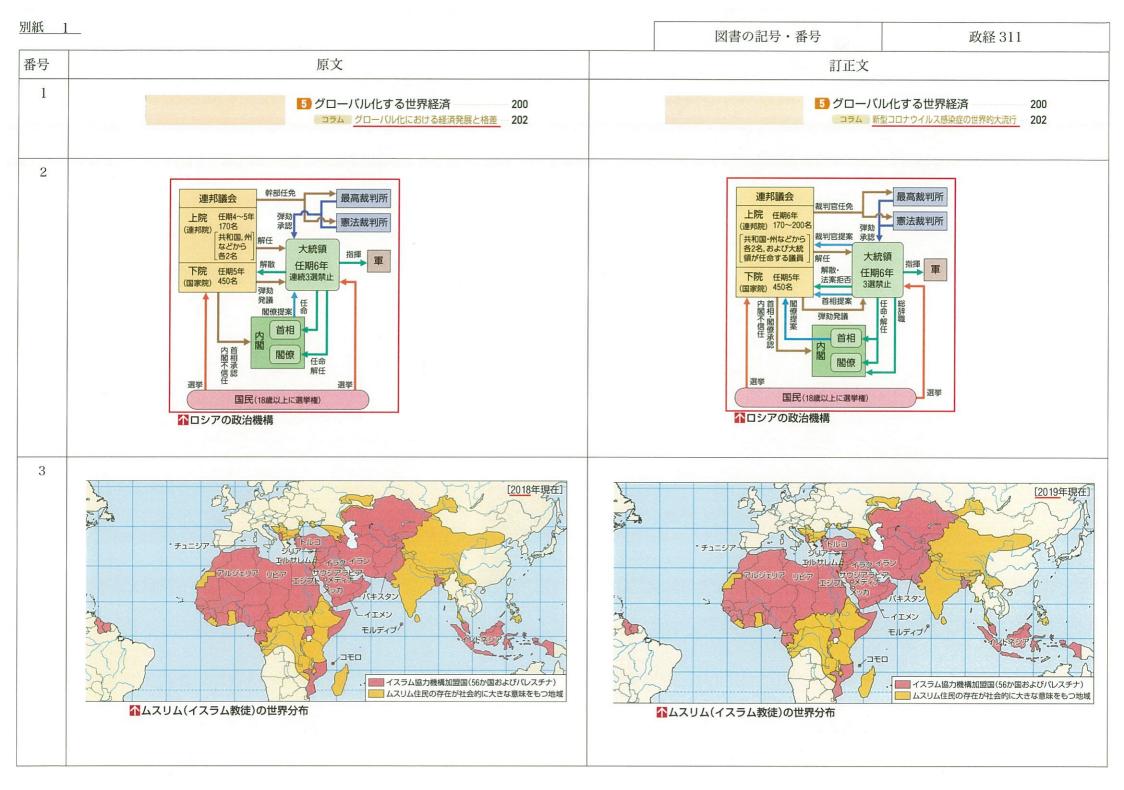
訂	正箇所		
ページ	行	原    文	訂 正 文
3	右下	(添付別紙1参照)	(添付別紙 1 参照)
21	右上図	(添付別紙 1 参照)	(添付別紙 1 参照)
22	上地図	(添付別紙1参照)	(添付別紙 1 参照)
45	左上グラフ	(添付別紙2参照)	(添付別紙2参照)
45	右上グラフ	(添付別紙2参照)	(添付別紙2参照)
46	右上地図	(添付別紙3参照)	(添付別紙3参照)
47	右上写真	(添付別紙 4 参照)	(添付別紙 5 参照)
48	6	(添付別紙 4 参照)	(添付別紙 5 参照)
49	上年表	(添付別紙6参照)	(添付別紙 6 参照)
55	上図	(添付別紙 6 参照)	(添付別紙6参照)
56	左上グラフ	(添付別紙7参照)	(添付別紙7参照)
66	右上グラフ	(添付別紙7参照)	(添付別紙7参照)
68	左下図	(添付別紙8参照)	(添付別紙8参照)
71	14	(添付別紙8参照)	(添付別紙8参照)
77	右下写真	(添付別紙9参照)	(添付別紙9参照)
88	左下グラフ	(添付別紙9参照)	(添付別紙9参照)
90-91	上図	(添付別紙 10 参照)	(添付別紙 11 参照)
94	18	(添付別紙 12 参照)	(添付別紙 12 参照)
97	上地図	(添付別紙 12 参照)	(添付別紙 12 参照)
100	上地図	(添付別紙 12 参照)	(添付別紙 12 参照)

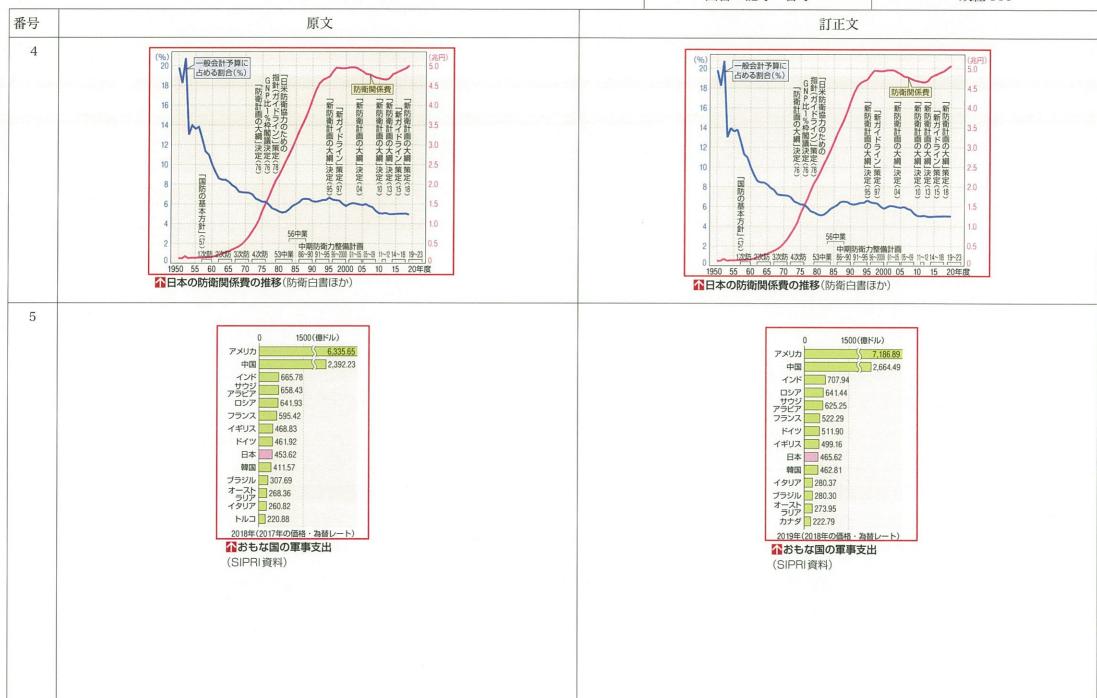
訂正箇所		E V	3-y
ページ	<del></del> 行	原文	訂 正 文
104	右上写真	(添付別紙 13 参照)	(添付別紙 13 参照)
104	注0	(添付別紙 13 参照)	(添付別紙 13 参照)
105	左上グラフ	(添付別紙 13 参照)	(添付別紙 13 参照)
105	右上グラフ	(添付別紙 14 参照)	(添付別紙 14 参照)
106	右上地図	(添付別紙 14 参照)	(添付別紙 14 参照)
110	左上図	(添付別紙 15 参照)	(添付別紙 15 参照)
110	右上グラフ	(添付別紙 15 参照)	(添付別紙 15 参照)
110	注①	(添付別紙 15 参照)	(添付別紙 15 参照)
131	右下グラフ	(添付別紙 16 参照)	(添付別紙 16 参照)
132	右上グラフ	(添付別紙 16 参照)	(添付別紙 16 参照)
134	右上グラフ	(添付別紙 16 参照)	(添付別紙 16 参照)
139	右上グラフ	(添付別紙 17 参照)	(添付別紙 17 参照)
140	左上グラフ	(添付別紙 17 参照)	(添付別紙 17 参照)
142	下グラフ	(添付別紙 18 参照)	(添付別紙 18 参照)
144	右上グラフ	(添付別紙 18 参照)	(添付別紙 18 参照)
145	左上グラフ	(添付別紙 19 参照)	(添付別紙 19 参照)
145	右上グラフ	(添付別紙 19 参照)	(添付別紙 19 参照)
146	左上グラフ	(添付別紙 20 参照)	(添付別紙 20 参照)

訂正箇所		原    文	
ページ	行	原    文	訂 正 文
146	10-12	(添付別紙 20 参照)	(添付別紙 20 参照)
148-149	上グラフ	(添付別紙 21 参照)	(添付別紙 22 参照)
156	左上写真	(添付別紙 23 参照)	(添付別紙 23 参照)
156	10-20	(添付別紙 23 参照)	(添付別紙 23 参照)
156	25	(添付別紙 23 参照)	(添付別紙 23 参照)
157	4	(添付別紙 23 参照)	(添付別紙 23 参照)
163	右上年表	(添付別紙 24 参照)	(添付別紙 24 参照)
165	5-6	(添付別紙 24 参照)	(添付別紙 24 参照)
167	左上グラフ	(添付別紙 24 参照)	(添付別紙 24 参照)
167	7	(添付別紙 25 参照)	(添付別紙 25 参照)
169	左上グラフ	(添付別紙 25 参照)	(添付別紙 25 参照)
175	左上グラフ	(添付別紙 25 参照)	(添付別紙 25 参照)
176	右上グラフ	(添付別紙 26 参照)	(添付別紙 26 参照)
182	左上グラフ	(添付別紙 26 参照)	(添付別紙 26 参照)
182	右上グラフ	(添付別紙 26 参照)	(添付別紙 26 参照)
182	注0	(添付別紙 27 参照)	(添付別紙 27 参照)
187	右上表	(添付別紙 27 参照)	(添付別紙 27 参照)

訂正箇所		E ++	5-y
ページ	行	原    文	訂 正 文
190	上グラフ	(添付別紙 27 参照)	(添付別紙 27 参照)
194	注②	(添付別紙 28 参照)	(添付別紙 28 参照)
196	左上グラフ	(添付別紙 28 参照)	(添付別紙 28 参照)
197	左下地図	(添付別紙 28 参照)	(添付別紙 28 参照)
197	右下年表	(添付別紙 29 参照)	(添付別紙 29 参照)
198	上地図	(添付別紙 29 参照)	(添付別紙 29 参照)
198	12-13	(添付別紙 30 参照)	(添付別紙 30 参照)
198	注@	(添付別紙 30 参照)	(添付別紙 30 参照)
199	左上グラフ	(添付別紙 30 参照)	(添付別紙 30 参照)
200	17-22	(添付別紙 30 参照)	(添付別紙 30 参照)
200	左下写真	(添付別紙 30 参照)	(添付別紙 30 参照)
202	下	(添付別紙 31 参照)	(添付別紙 31 参照)
204	左下グラフ	(添付別紙 31 参照)	(添付別紙 31 参照)
206	左下グラフ	(添付別紙 32 参照)	(添付別紙 32 参照)
207	左上地図	(添付別紙 32 参照)	(添付別紙 32 参照)
208	左下グラフ	(添付別紙 33 参照)	(添付別紙 33 参照)
209	右上グラフ	(添付別紙 33 参照)	(添付別紙 33 参照)
212	左段 3-7	(添付別紙 33 参照)	(添付別紙 33 参照)
212	右段 13-14	(添付別紙 34 参照)	(添付別紙 34 参照)

訂正箇所		뚄	
ページ	行	原    文	訂 正 文
213	右上表	(添付別紙 34 参照)	(添付別紙 34 参照)
214	左下グラフ	(添付別紙 34 参照)	(添付別紙 34 参照)
214	右段 7-8	(添付別紙 35 参照)	(添付別紙 35 参照)
221	左上グラフ	(添付別紙 35 参照)	(添付別紙 35 参照)
234	上	(添付別紙 36 参照)	(添付別紙 36 参照)
244	右段	(添付別紙 37 参照)	(添付別紙 37 参照)
後見返		(添付別紙 38 参照)	(添付別紙 39 参照)
193	右下グラフ	(添付別紙 40 参照)	(添付別紙 40 参照)
181	左上グラフ	(添付別紙 40 参照)	(添付別紙 40 参照)
97	11	(添付別紙 40 参照)	(添付別紙 40 参照)
199	右上地図	(添付別紙 41 参照)	<b>尼</b> 新付別紙 41 参照)
199	右上地図	<u> (添付別紙-41-参照)</u>	上案付別紙 41 参照)
148-149	上グラフ	(添付別紙 21 参照)	(添付別紙 22 参照)
163	右上年表	(添付別紙 24 参照)	(添付別紙 24 参照)





			·/
番号	原文	訂正文	
6			

番号

7

8

て、在日米軍についても見直しが行われ、 日米両政府はその再編について合意した。 そのなかの普天間基地の移設については、 県内移転の是非などをめぐり紛糾し、実 現していない。

# 有事体制の確立

戦後の日本では、憲法の平和主義との関

係で、戦争などの緊急事態への国内での 対応を定めた**有事法制**は存在しなかった。 しかし、政府は2003年、武力攻撃事態



対処法の制定や自衛隊法改正などの有事法制(有事法制関連3法)を制定した。これにより、日本が武力攻撃を受けたり、武力攻撃が予測されたりする場合、内閣に権限が集中し、地方公共団体や国民には、政府に協力して事態に対処することが求められることになった。さらに2004年、緊急時の国民の避難や救援について定めた国民保護法など有事法制関連7法が制定された。有事法制の整備については、緊急時に政府がむやみに人権を制限することがないよう、その限界を定めるものであると歓迎する意見もある一方、基本的人権を侵害するもので、憲法の平和主義と相容れないとの意見もある。

| **自衛隊の** 日本政府は、武力行使を目的として自衛隊を外国に派 **海外派遣** 造する「海外派兵」は憲法に違反するとしてきた。しか

し、湾岸戦争を契機に、国連の平和維持活動(PKO)への参加が論議となり、 Peace-Keeping Operations →p.87 政府は憲法前文の国際協調主義がその根拠であるとして、1992年にPKO 協力法(国連平和維持活動協力法)を制定し、その結果、自衛隊がカンボジ アなどに派遣された。PKO活動に対しては、武力ないしそれに準ずるも の以外で日本は国際社会に貢献すべきだという意見もある。

その後、2001年にアメリカで起きた「同時多発テロ」をきっかけとして、 マメリカは、それまでの国家間の戦争とは別に、非国家集団との「新しい 戦争」を戦う立場を明確にした。これを受けて日本は、同年にテロ対策特 原文



↑安全保障関連法案について憲法 審査会での参考人(憲法学者)の見 解を報じた新聞記事(2015年6月)

日本有事 国際協力 有事法制 ■国連平和維持 活動協力法 武力攻擊事態対処法 ■国家安全保障会議設置法 恒久法 国民保護法 ○国際平和支援法 ●米軍等行動円滑化法 特定公共施設利用法 ● 外国軍用品等海上輸送規制法 国際人道法違反処罰法 ●捕虜等取り扱い法 アメリカ軍などへの 平和協力など

●自衛隊法(自衛隊の活動を規定)

\* ● に船舶検査活動法を加えた10法の改正と ○ を総称して安全保障関連 という。

←日本の安全保障法制

別措置法を制定して、後方支援のために自衛隊を海外に派遣した。さらに 2003年には、アメリカとイギリスがイラク戦争を開始し、自衛隊はイラク復興支援特別措置法にもとづき、2004年にイラクに派遣された。また、ソマリアなどを拠点とする海賊が船舶の航行を妨害する事件が相次いだことに対し、2009年に海賊対処法が制定され、海上自衛隊が公海上で取り締まりを行えることとなった。

国際協力

○国際平和支援法

● 国連平和維持

平和協力など

て、在日米軍についても見直しが行われ、 日米両政府はその再編について合意した。 そのなかの普天間基地の移設については. 県内移転の是非などをめぐり紛糾し、実 現していない。

# 有事体制の確立

戦後の日本では、憲 法の平和主義との関

対応を定めた有事法制は存在しなかった。しかし、政府は2003年、武力 攻撃事態対処法の制定や自衛隊法改正などの有事法制(有事法制関連3法)

係で、戦争などの緊急事態への国内での



↑PKO活動(カンボジア、1992年) PKO協力法の制定を受け、自衛隊が海 外に初めて派遣された。

を制定した。これにより、日本が武力攻撃を受けたり、武力攻撃が予測さ れたりする場合. 内閣に権限が集中し. 地方公共団体や国民には. 政府に 協力して事態に対処することが求められることになった。さらに2004年、 緊急時の国民の避難や救援について定めた国民保護法など有事法制関連7 法が制定された。有事法制の整備については、緊急時に政府がむやみに人 権を制限することがないよう、その限界を定めるものであると歓迎する意 見もある一方、基本的人権を侵害するもので、憲法の平和主義と相容れな いとの意見もある。

日本政府は、武力行使を目的として自衛隊を外国に派 自衛隊の 海外派遣 遣する「海外派兵」は憲法に違反するとしてきた。しか 湾岸戦争を契機に、国連の平和維持活動(PKO)への参加が論議となり、 政府は憲法前文の国際協調主義がその根拠であるとして、1992年にPKO 協力法(国連平和維持活動協力法)を制定し、その結果、自衛隊がカンボジ アなどに派遣された。PKO活動に対しては、武力ないしそれに準ずるも の以外で日本は国際社会に貢献すべきだという意見もある。

その後、2001年にアメリカで起きた「同時多発テロ」をきっかけとして、 アメリカは、それまでの国家間の戦争とは別に、非国家集団との「新しい 戦争 | を戦う立場を明確にした。これを受けて日本は、同年にテロ対策特 別措置法を制定して、後方支援のために自衛隊を海外に派遣した。さらに

訂正文



解を報じた新聞記事(2015年6月)

\*●に船舶検査活動法を加えた10法の改正と○を総称して安全保障関連法 という。

↑日本の安全保障法制

2003年には、アメリカとイギリスがイラク戦争を開始し、自衛隊はイラ ク復興支援特別措置法にもとづき、2004年にイラクに派遣された。また、 ソマリアなどを拠点とする海賊が船舶の航行を妨害する事件が相次いだこ とに対し、2009年に海賊対処法が制定され、海上自衛隊が公海上で取り 締まりを行えることとなった。2020年には、防衛省設置法にもとづく「調 査・研究」目的で、海上自衛隊がオマーン湾などの海域に派遣された。

## 

1947 日本国憲法施行

50 朝鮮戦争勃発

警察予備隊設置(52年保安隊設置)

- 51 サンフランシスコ平和条約調印日米安全保障条約調印
- 54 自衛隊発足
- 60 日米相互協力及び安全保障条約調印
- 71 「非核三原則」国会決議
- 78 「日米防衛協力のための指針(ガイドライン)」策定
- 92 国連平和維持活動 (PKO) 協力法制定 自衛隊カンボジア PKO 派遣
- 97 新ガイドライン策定
- 99 ガイドライン関連法制定

↑日本の防衛関係の動き

2001 テロ対策特別措置法制定

- 03 有事法制関連3法制定
- イラク復興支援特別措置法制定
- 04 有事法制関連7法制定 自衛隊イラク派遣
- 06 日米政府, 在日米軍再編合意
- 07 防衛庁が防衛省に昇格
- 08 新テロ対策特別措置法制定 宇宙基本法制定
- 09 海賊対処法制定、ソマリア沖に自衛隊派遣
- 13 国家安全保障会議設置 特定秘密保護法制定
- 14 政府,集団的自衛権の行使容認を閣議決定
- 15 新ガイドライン策定
- 安全保障関連法制定

- 1947 日本国憲法施行
- 50 朝鮮戦争勃発

警察予備隊設置(52年保安隊設置)

- 51 サンフランシスコ平和条約調印日米安全保障条約調印
- 54 自衛隊発足
- 60 日米相互協力及び安全保障条約調印
- 71 「非核三原則」国会決議
- 78 「日米防衛協力のための指針(ガイドライン)」策定
- 92 国連平和維持活動 (PKO) 協力法制定 自衛隊カンボジア PKO 派遣
- 97 新ガイドライン策定
- 99 ガイドライン関連法制定

2001 テロ対策特別措置法制定

訂正文

03 有事法制関連3法制定

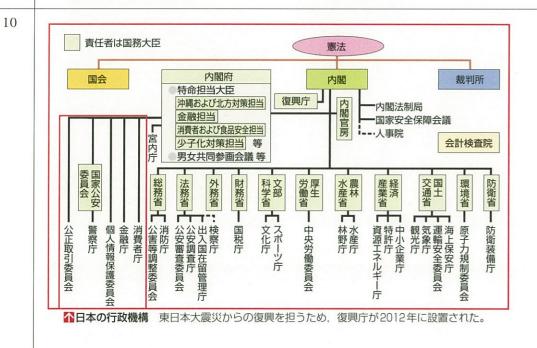
イラク復興支援特別措置法制定

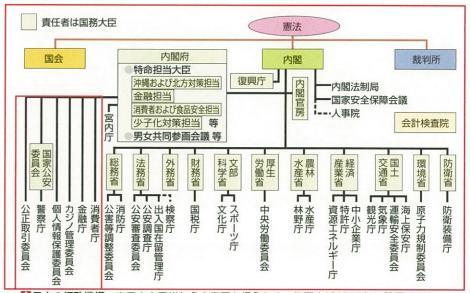
- 04 有事法制関連7法制定 自衛隊イラク派遣
- 06 日米政府, 在日米軍再編合意
- 07 防衛庁が防衛省に昇格
- 08 新テロ対策特別措置法制定 宇宙基本法制定
- 09 海賊対処法制定, ソマリア沖に自衛隊派遣
- 13 国家安全保障会議設置

特定秘密保護法制定

- 14 政府,集団的自衛権の行使容認を閣議決定
- 15 新ガイドライン策定 安全保障関連法制定
- 20 オマーン湾などに自衛隊派遣

↑日本の防衛関係の動き





↑日本の行政機構 東日本大震災からの復興を担うため、復興庁が2012年に設置された。

番号

11

図書の記号・番号

政経 311

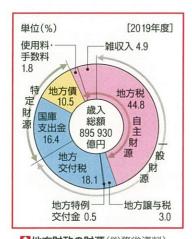


提出法案数(件) 成立率(%) 100 2000 75 1500 □ 内閣提出法案 議員提出法案 - 内閣提出法案成立率 議員提出法案成立率 1000 50 500 25 1947-52 53-57 58-62 63-67 68-72 73-77 78-82 83-87 88-92 93-97 98-2022 03-07 08-12 13-17 18-19年 ↑議員立法と政府立法の推移(内閣法制局資料)

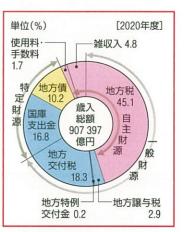
原文



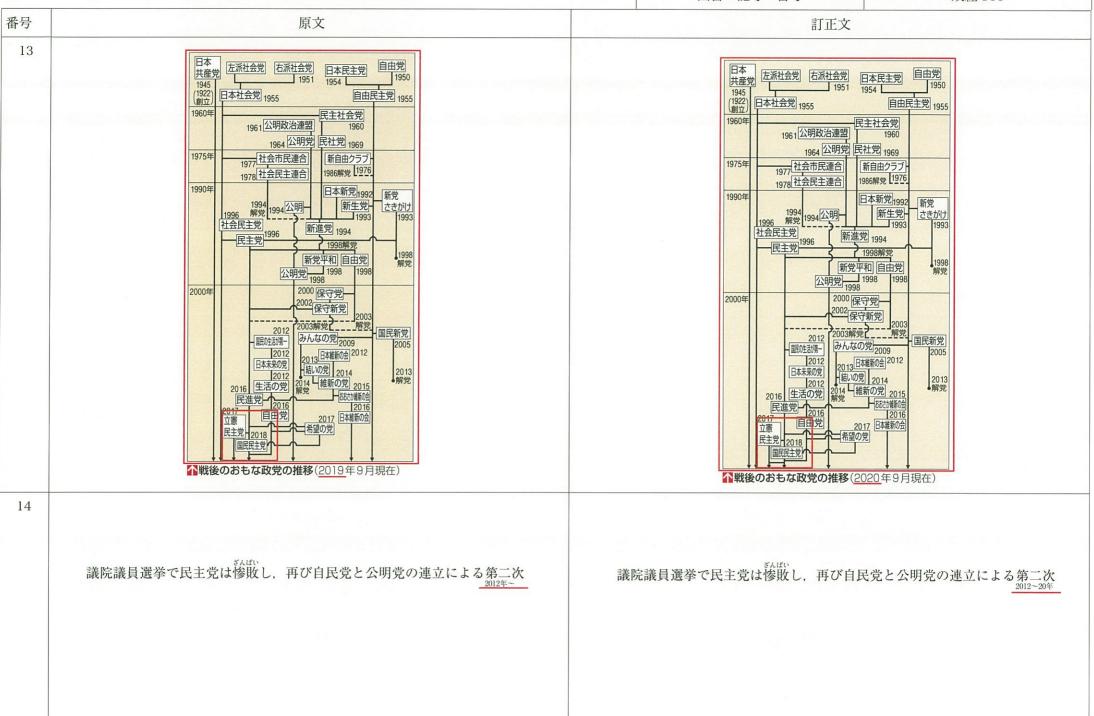
☆議員立法と政府立法の推移(内閣法制局資料)



↑地方財政の財源(総務省資料)



↑地方財政の財源(総務省資料)



政経 311

原文 番号 訂正文 15 ↑TV討論(アメリカ合衆国の大統領選挙, ↑TV討論(アメリカ合衆国の大統領選挙, 2020年) 大統領候補者は自らの政策や信条 2016年) 大統領候補者は自らの政策や信条 などを、テレビの公開討論などを通じて広く などを、テレビの公開討論などを通じて広く 国民に語りかけ、有権者の判断をあおぐ。 国民に語りかけ、有権者の判断をあおぐ。 16 [2019年 通常予算] [2020年 ロシア 通常予算] ロシア アメリカ 2.4% アメリカ 22.0% 2.4% その他 39.9% 総額 28.5 億ドル その他 総額 28.7 億ドル フランス 4.4% 日本 8.6% フランス 4.4% 日本 8.6% イギリス 4.6% **一一ドイツ 6.1%** イギリス 4.6% └──ドイツ 6.1% ↑主要国の国連分担金比率(国連 ↑主要国の国連分担金比率(国連 広報センター資料) 分担率は総会 広報センター資料) 分担率は総会 で決定される。 で決定される。

原文

政経 311

番号



新冷戦 冷戦後の世界 78 79 87 89 90 91 92 93 95 96 97 98 99 2001 02 03 04 08 11 14 15 18 | ファーラー | ファ ベルリンの壁崩壊 「同時多発テロ」発生アフガニスタン攻撃 ソ連、アフガニスタンに軍事介入 米ソ、INF全廃条約調印 東西ドイツ統一 湾岸戦争 EU発足 米朝首脳会談 イラク戦争 インド、パキスタン核実験 BT国連で採択 ソ連解体 チュニジア反政府デモ 日中平和友好条約調印 PKO協力法制定 日米「新ガイドライン」策定安全保障関連法制定 ODA援助額で初の世界第1位 村山首相、「戦後50年」談話発表 日米「新ガイドライン」策定 ガイドライン関連法制定 日朝首脳初会談 有事法制関連3法制定 自衛隊イラク派遣

☆第二次世界大戦後の国際関係の展開と日本

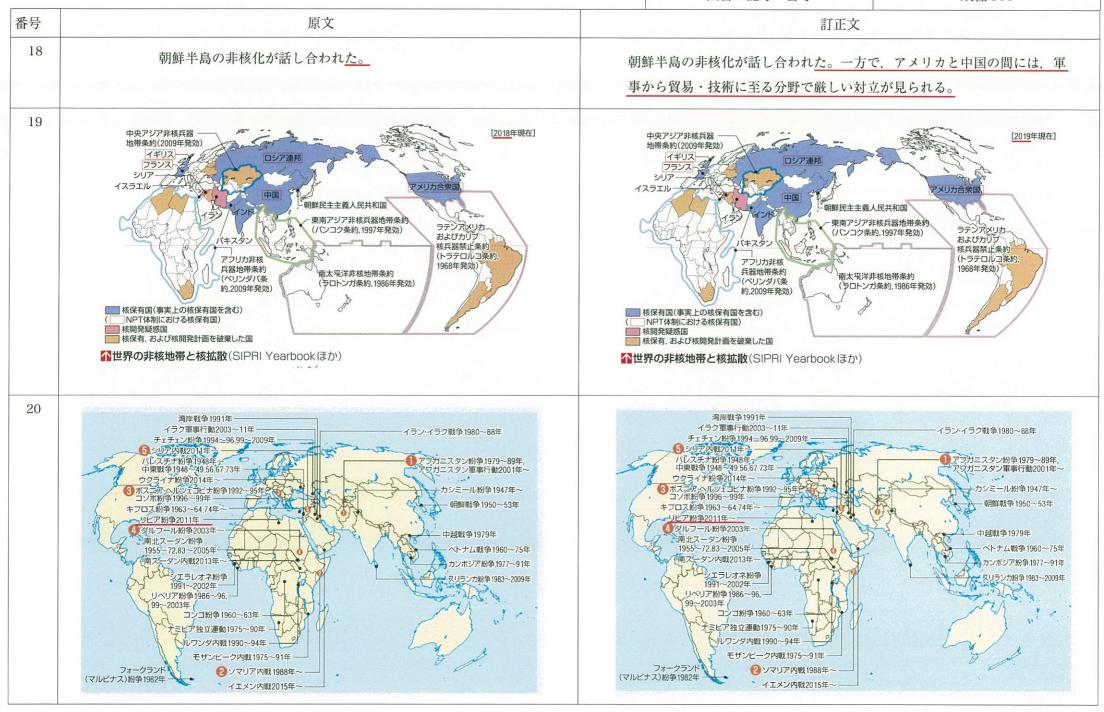
政経 311

**番号** 訂正文



▲第二次世界大戦後の国際関係の展開と日本



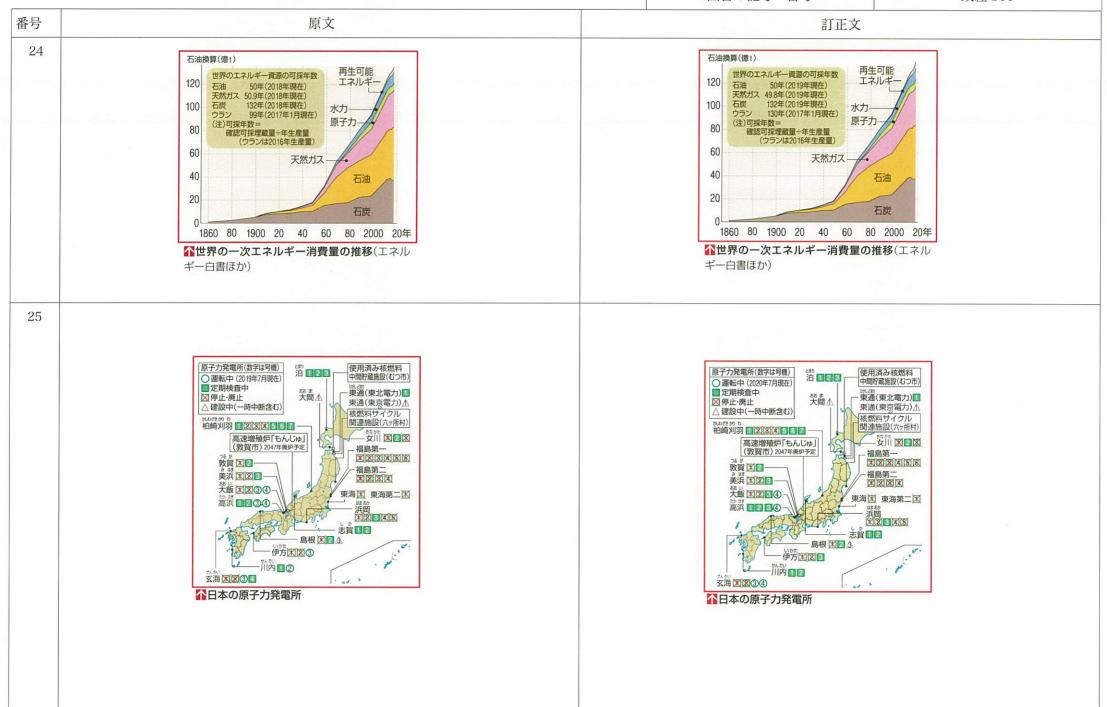


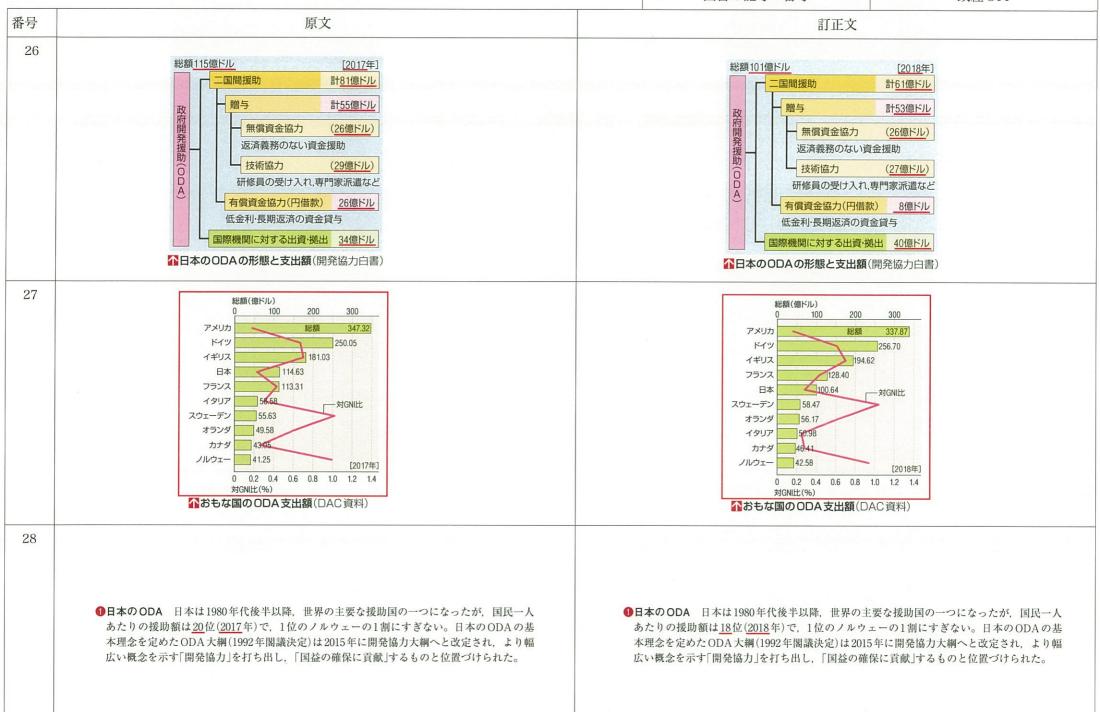
☆世界の二酸化炭素排出量(エネルギー・

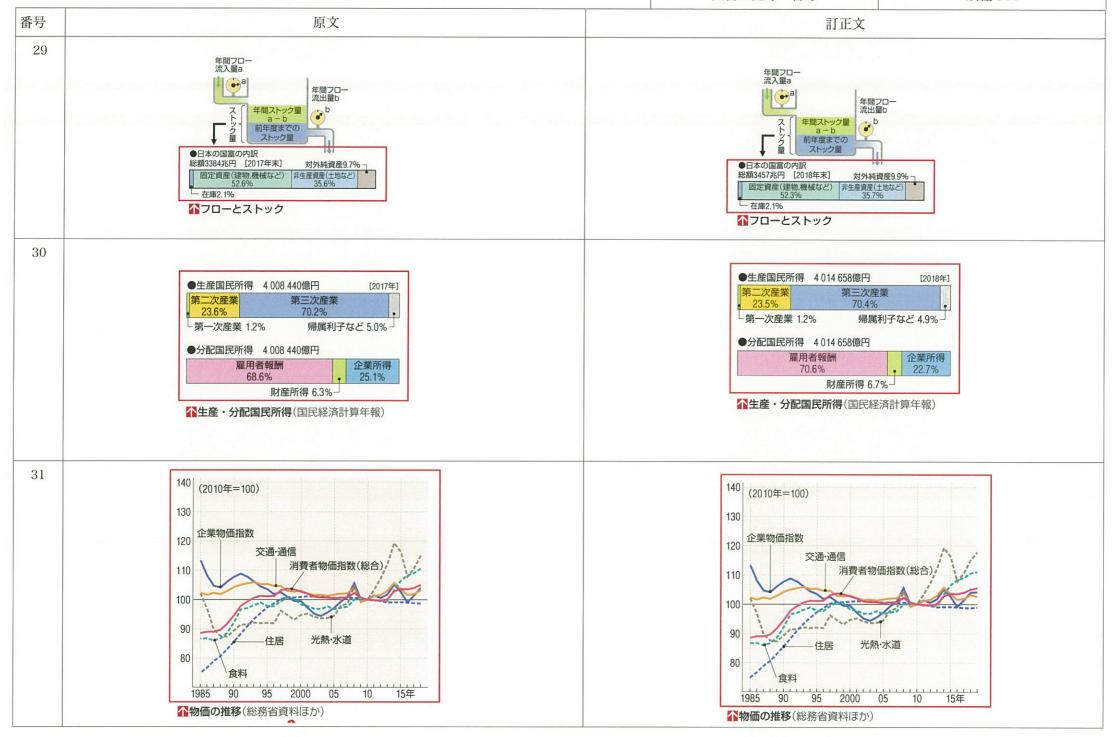
経済統計要覧2020年版)

		図書の記号・番号	政経 311
番号	原文	訂正文	
21	United Nations Framework Convention on Climate Change Third Session, Conference of the Parties Kyoto, 1 - 10 December 1997	長期 ・世界の平均気温上昇を産業革命以 目標 べて2℃より十分低く保ち、1.5℃ る努力を追求する ・今世紀後半に人為的な温室効果力 出量と吸収量の均衡を達成する	に抑え
		削減・発展途上国を含むすべての締約国が 目標・各国で削減目標を作成・提出し、5 に強化した削減目標で更新する ・目標達成の義務なし	年ごと
		状況 ・2023年から5年ごとに世界全体の	
	↑温暖化防止京都会議(1997年) この会	その ・二国間クレジット制度(JCM)を含場メカニズムも活用する・先進国による資金提供(発展途上国的に提供)	
	議で、二酸化炭素の排出規制についてはじめて法的な拘束力をもった京都議定書が採択された(2005年、ロシアの批准で発効)。	☆パリ協定の概要 2020年から本格実た。日本は削減目標として「2030年度 26%削減(2013年度比)」をかかげている。	までに
22	間の削減を義務づけた(1990年を基準にEU8%, アメリカ7%, 日本6%など)。また, <u>目標</u> 達成のために他国と協力して実施した削減プロジェクトの見返りに削減相当量の排出枠を獲	京都議定書 1997年の第3回締約国会議(COP3)で採択 間の削減を義務づけた(1990年を基準にEU8%, アメリ 途上国の排出削減事業に協力して削減分の一部を獲得す 量を相互に取り引きする(排出量取引)などの京都メカニ	カ7%, 日本6%など)。また, <u>発展</u>     る(クリーン開発メカニズム), 排出
23	である。  アフリカ	[2017年]    FOUL	中国 28.2% アメリカ 14.5
		3.4	

経済統計要覧2019年版)

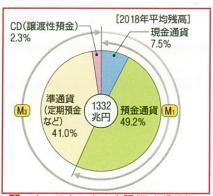






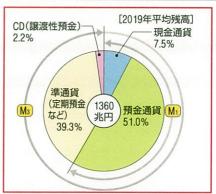


原文



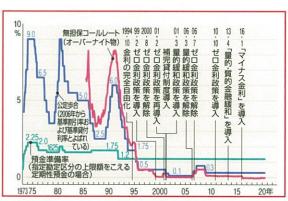
ペマネーストックの内訳(日本銀行資料) マネーストックの指標として、現金通貨と預金通貨からなるMiや、それに準通貨とCDを加えたM3などがある。

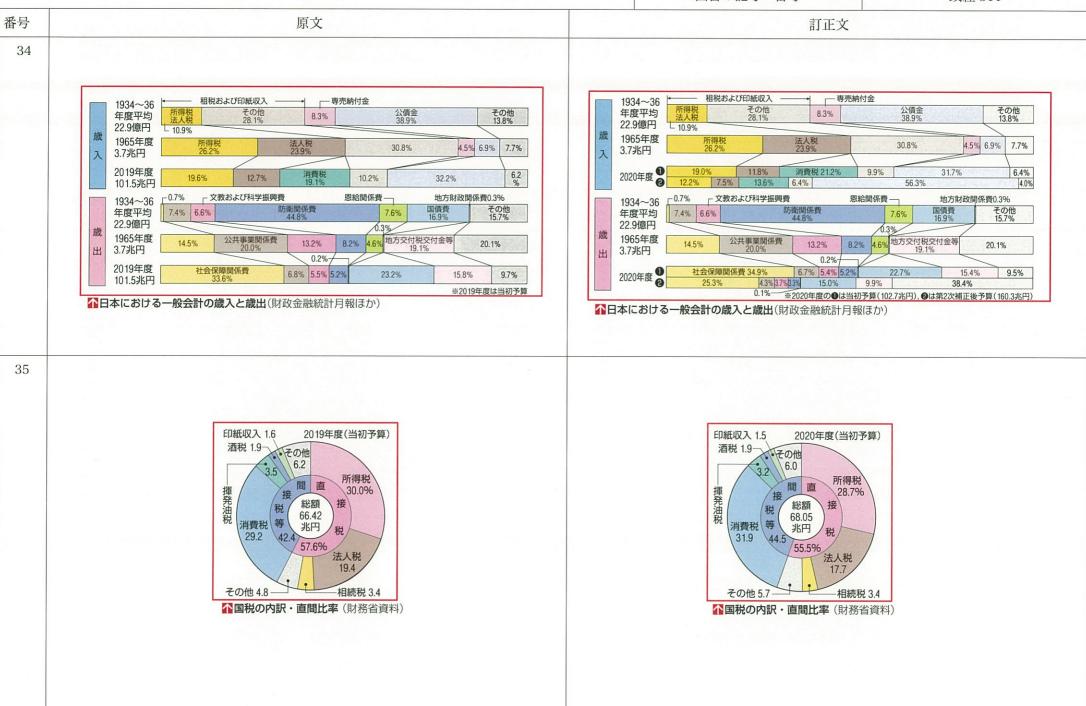
訂正文



ペマネーストックの内訳(日本銀行資料) マネーストックの指標として、現金通貨と預金通貨からなるM₁や、それに準通貨とCDを加えたM₃などがある。













**☆国債発行額と国債依存度の推移**(財政金融統計月報)

		図書の記号・番号	政経 311
番号	原文	訂正文	
38	国債残高(兆円) 対GDP比率(%) 900 特例国債 180 700	国債残高(兆円) 1000 900 800 800 **2019年度は補正後予算 2020年度は第2次補正後予算 700 600 500 400 300 対GDP比率	対GDP比率(%) 200 180 160 140 120 100 80 60 40
39	大幅に増加した。国の借金 残高は <u>2019</u> 年度末には <u>928</u> 兆円(国と地方を合わせると <u>1122</u> 兆円)に達すると見込まれ、また、基礎的財政収支(プライマリー・バランス)も大幅な	利国債残高と対GDP比率(財政金融統 残高は2020年度末には964兆円(国と地方 ると見込まれ、また、基礎的財政収支(プラ prima	20 5 10 15 20年度 計月報) 大幅に増加した。国の借金 を合わせると <u>1182</u> 兆円)に達す

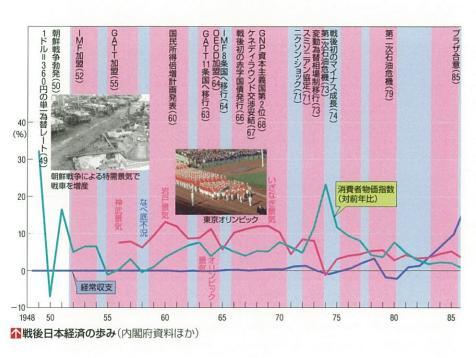
政経 311

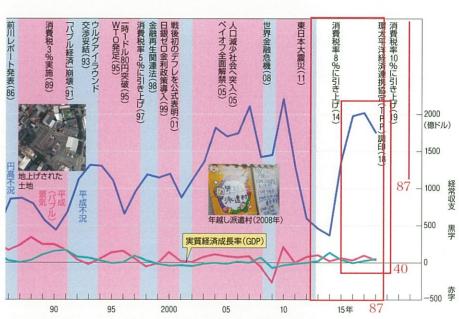
原文

40

.

番号





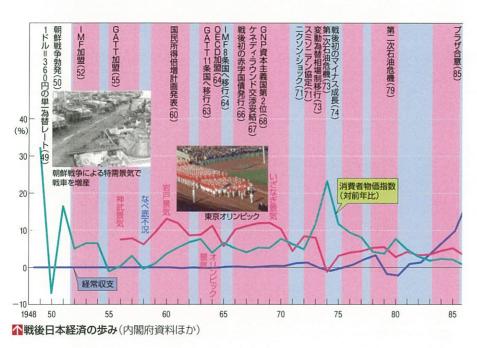
政経 311

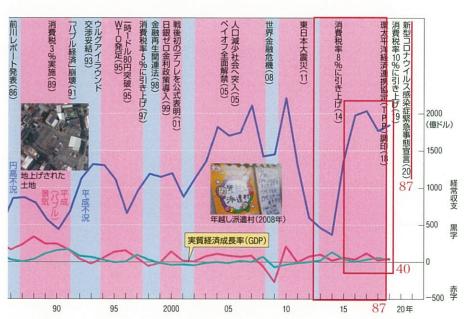
**番号** 訂正文

40

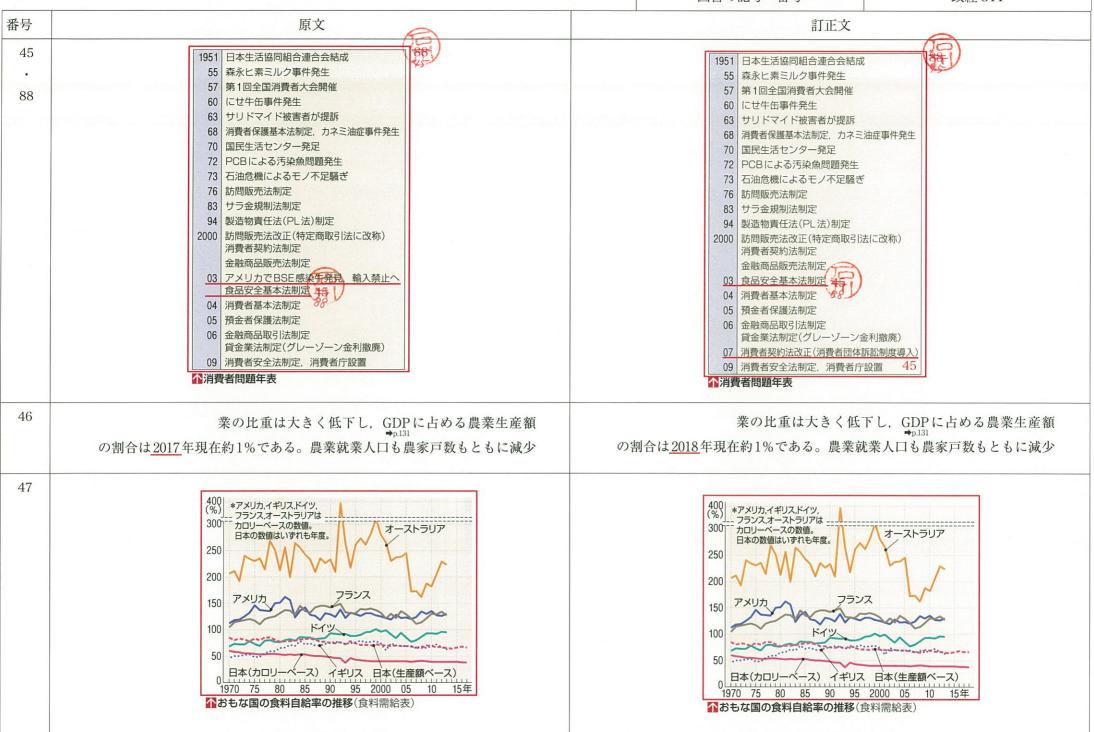
•



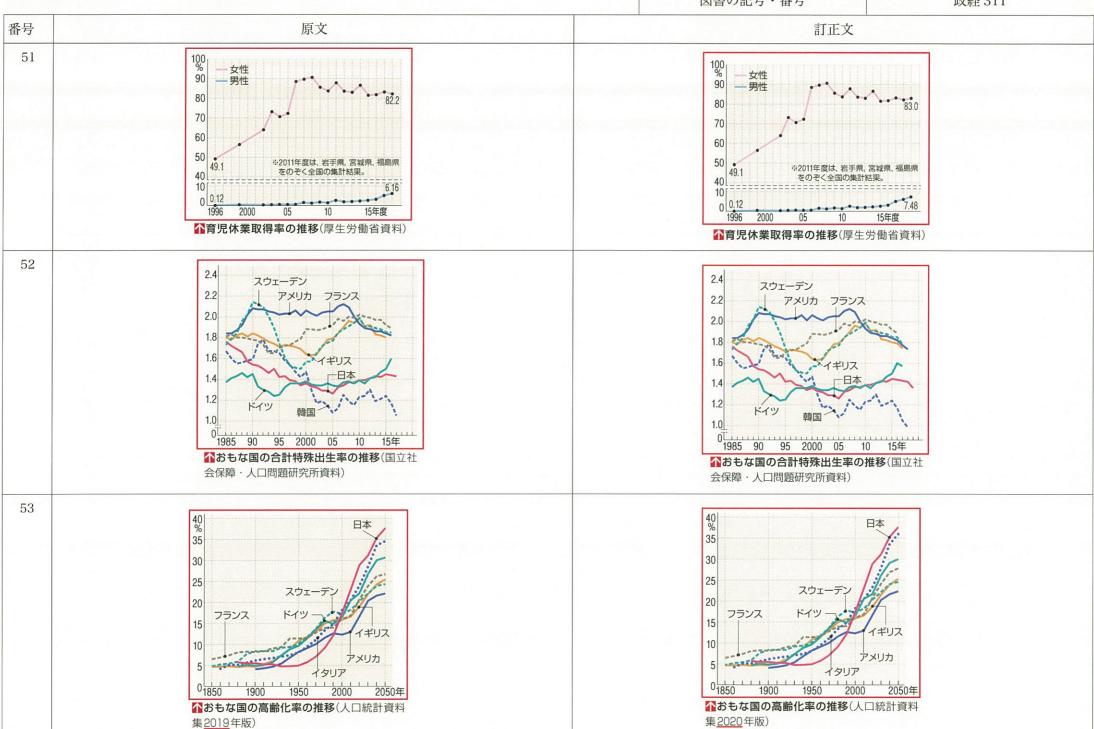




		凶音》記句·雷奇
番号	原文	訂正文
41 . 42	しかし「構造改革」は額面通りの成果をあげることはできなかった。確かに一時期、経済成長率は上昇したが、それはパブルに沸くアメリカの好景気に支えられたという面が大きい。むしろ構造改革のあとに残されたのは、所得格差の拡大、派遣労働の大幅な自由化による非正規雇用者の増大、地方の資産であった。  世界金融危機と東日本大震災 が資金の流れを容易にする金融の自由化であり、金融の自由化が国内経済だけでなく国際経済をも不安定にする可能性をもつことは多くの人たちによって指摘されてきた。その可能性が現実のものになったのが、アメリカのサブプライムローン問題に端を発する世界金融危機であり、金融危機は日本にも波及して、金融だけでなく製造業などにも大きな影響を与えた。 金融危機の余波が残っている2011年3月、東日本大震災が発生した。東日本を襲った大津波は多数の人命を奪い、壊滅的な打撃を与えた。また福島第一原子力発電所の事故による放射能汚染は近隣住民の生活基盤を根底からゆるがした。	しかし「構造改革」は額面通りの成果をあげることはできなかった。確かに一時期、経済成長率は上昇したが、それはバブルに沸くアメリカの好景気に支えられたという面が大きい。むしろ構造改革のあとに残されたのは、所得格差の拡大、派遣労働の大幅な自由化・主義退といった負の遺産であった。 42
43	登場した第二次安倍内閣は「アベノミクス」とよばれる政策を掲げ、インフ 2012年~	登場した第二次安倍内閣は「アベノミクス」とよばれる政策を掲げ、インフ 2012-20年
44	経済連携協定(TPP)や、2019年に調印された日米貿易協定では、農産物→p.199	<b>経済連携協定(TPP</b> )や、2020年に発効した日米貿易協定では、農産物な→p.199

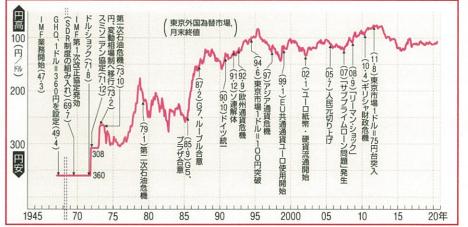


番号	原文	訂正文
48	定)が調印・発効し、さらに <u>2019</u> 年には日米貿易協定が <u>調印され</u> た。	定)が調印・発効し、さらに <u>2020</u> 年には日米貿易協定が発効した。
49	(%) 1000 60 40 40 20 0 1000 500 300 200 100 50 30 20 以 999 499 299 199 99 49 29 上 人 人 人 人 人 人 人 人 人 人 人 人 人 人 人 人 人 人 人	(%) 100 80 60 40 40 生産性 20 0 1000 500 300 200 100 50 30 20 以 999 499 299 199 99 49 29 上 人 人 人 人 人 人 人 <b>不大企業と中小企業の格差</b> (工業統計 調査) 製造業で1000人以上を100と したときの比率。
50	2500 万人 契約・嘱託 2000 1500 1500 1500 1500 1000 1000 1000	2500 万人 契約・碾託 その他1.6 第3 2019年 18.5 6600万人 18.5 61.7% 1000 1000 1000 1000 1000 1000 1000 10



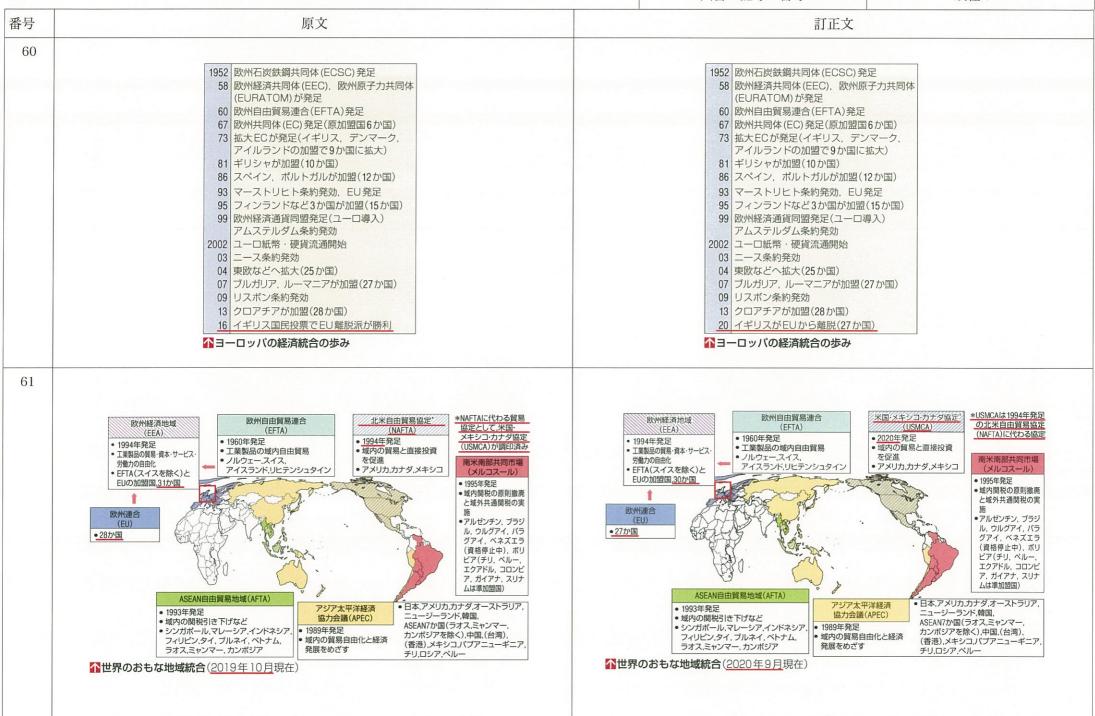
別紙 27		図書の記号・番号	政経 311
番号	原文	訂正文	
54	●合計特殊出生率 一人の女性が一生の間に平均して何人の子どもを出産するかを示す数字。 日本では2.08以上なら人口の増加となるが、この数値を下回り続けると人口が減少していく といわれている。日本は2005年に1.26と過去最低を記録し、2017年には1.43となっている。	●合計特殊出生率 一人の女性が一生の間に平均して何人の引 日本では2.08以上なら人口の増加となるが、この数値を下回 といわれている。日本は2005年に1.26と過去最低を記録し、	回り続けると人口が減少している
55	2018年度(億円) ■経常収支…① 192.434 貿易・サービス収支 - 160 貿易収支 6.963 サービス収支 - 7.123 第一次所得収支 210.125 第二次所得収支 - 17.531 ■資本移転等収支…② - 1.578 ■金融収支…③ 212.310 ■誤差脱漏…④ 21.454  【日本の国際収支表(財政金融統計月報)統計上、①+②-③+④ = 0となる。	2019年度(億円) ■経常収支…① 197.092 貿易・サービス収支 1.887 貿易収支 6.664 サービス収支 - 4.777 第一次所得収支 209.897 第二次所得収支 - 14.692 ■資本移転等収支…② - 4.374 ■金融収支…③ 221.271 ■誤差脱漏…④ 28.553  ◆日本の国際収支表(財政金融統計月報)統計上、①+②-③+④ = 0となる。	
56	(11.8)東京市場1ドル (11.8)東京市場1ドル (11.4) ギリシャ財政 (11.4) ギリシャ財政 (11.4) ギリシャ財政 (11.6) 東京市場1ドル (11.6) 東京市場1ドル	(9)・(9)・(9)・(9)・(9)・(9)・(9)・(9)・(9)・(9)・	(1.8) 東京市場・ドゥー (1.8





↑円の対ドルレートの推移(日本銀行資料)

番号	原文	訂正文
57	②LDC 発展途上国のなかでも最も経済発展の遅れた国。国連の経済社会理事会(→p.86)によって、3年ごとに認定基準が見直される。2019年9月現在、47か国が該当する。	②LDC 発展途上国のなかでも最も経済発展の遅れた国。国連の経済社会理事会(→p.86)によって、3年ごとに認定基準が見直される。2020年9月現在、47か国が該当する。
58	(%) 15 10 5 0 -5 -10 1990 95 2000 05 10 15年 ハアジア諸国の経済成長率(国連統計局資料ほか)	(%) 15 10 5 0 -5 -10 1990 95 2000 05 10 15年 ハアジア諸国の経済成長率(国連統計局資料ほか)
59		
	アイスランド  イギリス・  アイルランド  イギリス・  アイルランド  オランダメ	アイスランド スウェーデン ターファン・ファンマーク ファンマーク ファンマーク ファンマーク ファンマーク ファンマーク ファンス カーファン スコバキア ファンス・イタリア ファンス・イタリア はいる ア・ルコ スコイス・イタリア はいる ア・ルコ スコイス・イタリア はいる ア・ルコ エンティ スコス・イタリア はいる ア・ルコ エンティ スコス・イタリア はいる ア・ルコ エンティ スコス・イタリア はいる ア・ルコ エンティ スコス コーロ 羽入国 (19か国) まは EC原加盟の6か国 エーロ ッパの地域統合 (2020年9月現在)



別紙 30		図書の記号・番号 政経 311
番号	原文	訂正文
62	はEUからの離脱を主張する政党なども台頭している。イギリスでは国民投票でEU離脱派が勝利し、首相はEUに対して正式に離脱を通告した。	はEUからの離脱を主張する政党なども台頭している。イギリスで <u>は2016年の</u> 国民投票でEU離脱派が勝利し、2020年に正式に離脱した(ブレグジット)。
63	<b>②NAFTA</b> <u>2018</u> 年にNAFTAに代わって米国・メキシコ・カナダ協定(USMCA)が調印された。	②NAFTA 2020年にNAFTAに代わって米国・メキシコ・カナダ協定(USMCA)が発効した。
64	(年)	(年)   ●世界のFTA件数   計321件 (2020年6月現在)   1955~59   計321件 (2020年6月現在)   75~79
65	7 <la 34#="" 6<="" td=""><td>55</td></la>	55

66

グローバル化を促進し、またグローバル化に促されて進展しているのが IT革命にともなう情報化である。情報通信技術(ICT)の発達によって、大 量の情報を即座に送受信することが可能になった。インターネットを利用 すれば、遠い外国の商品でも国内の商品でも簡単に購入することができる。

☆海外の玩具量販店の日本 1 号店のようす (1991年) 大規模小売店舗法の改正によ り, 郊外に大型店が多く進出した。

このように、情報化によって国境をこ えた商品や資金の移動が拡大した。

国際資本移動の グローバル化は経 拡大 済の自由化. なか

でも金融の自由化と歩調を合わせて進 んでおり、金融の自由化がおし進めら れる背景には経済の金融化という流れ がある。グローバル化を推進する中心 的な国がアメリカであるのも、アメリ

グローバル化とともに、IT革命にともなう情報化も進展している。情 報通信技術(ICT)の発達によって、大量の情報を即座に送受信することが 可能になり、国境をこえた商品や資金の移動が拡大した。近年では、企業 によるビッグデータの活用が進む一方、インターネット上の情報のやりと big data

りの場を提供するプラットフォーム企業が伸長してきており、収集される



66 (1991年) 大規模小売店舗法の改正によ り、郊外に大型店が多く進出した。

個人情報等の保護が課題となっている。

国際資本移動の グローバル化は経 拡大 済の自由化. なか

でも金融の自由化と歩調を合わせて進 んでおり、金融の自由化がおし進めら れる背景には経済の金融化という流れ がある。グローバル化を推進する中心 的な国がアメリカであるのも、アメリ

番号

原文

訂正文

67

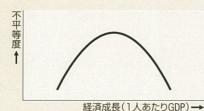


### グローバル化における経済発展と格差

経済発展とグローバル化が進むなか、多くの国で格差問題が顕在化している。これまでの考え方では、経済成長がある程度進むと人々の経済格差は縮小していくはなった。発展の初期には労働者の犠牲のうえに資本家の富の蓄積が進むから、格差は拡大する。しかし経済成長が進むと教育が充実し、労働者の技能も高度化するため、労働者の所得は上昇し、その結果、格差は縮小に向かう。このような経済成長と所得格差の逆リ字型の関係は発見者の名前をとってクズネッツ曲線とよばれている。

しかし1980年代以降、先進国の所得や 富の格差は著しく拡大している。また、 100年、200年という長期間をとってみる と、格差はむしろ拡大しているという説も ある。

所得への累進課税や資産への課税を強化することによって格差を是正する試みは重要である。しかし、国際間の資本移動が容易になっているグローバル経済においては一国だけで課税を強化しても効果は薄い。税制について国際間で協調することが重要である。



↑クズネッツ曲線

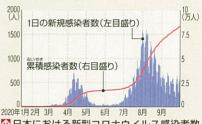
D D D

### 新型コロナウイルス感染症の世界的流行

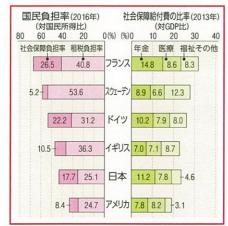
2020年に、新型コロナウイルス感染症(COVID-19)が中国から世界中に広まった(パンデミック)。同年9月現在、世界の感染者数は約3300万人、死者数は約100万人にのぼっている。各国で緊急事態が宣言され、都市封鎖(ロックダウン)や人々の活動制限が行われた。国境をこえた移動は大きく制限され、感染が拡大した国への往来がほとんどなくなった。これらの結果、経済活動は大きく縮小し、世界恐慌以来ともいえる経済危機におちいろうとしている。

感染を防ぐための「新しい生活様式」が求められ、特に対人距離(ソーシャルディスタンス)の確保が模索されている。一方、アプリを使った感染者の追跡や移動制限に対しては、人権侵害の可能性が指摘されて

いる。さらに、真偽のはっきりしない情報がソーシャルメディアなどで拡散する(インフォデミック)恐れもある。限りある財源から支援金や給付金を支出するなどして経済活動の活発化をはかると同時に、人々の健康を守り、感染拡大を防ぐための政策決定が重要となっている。



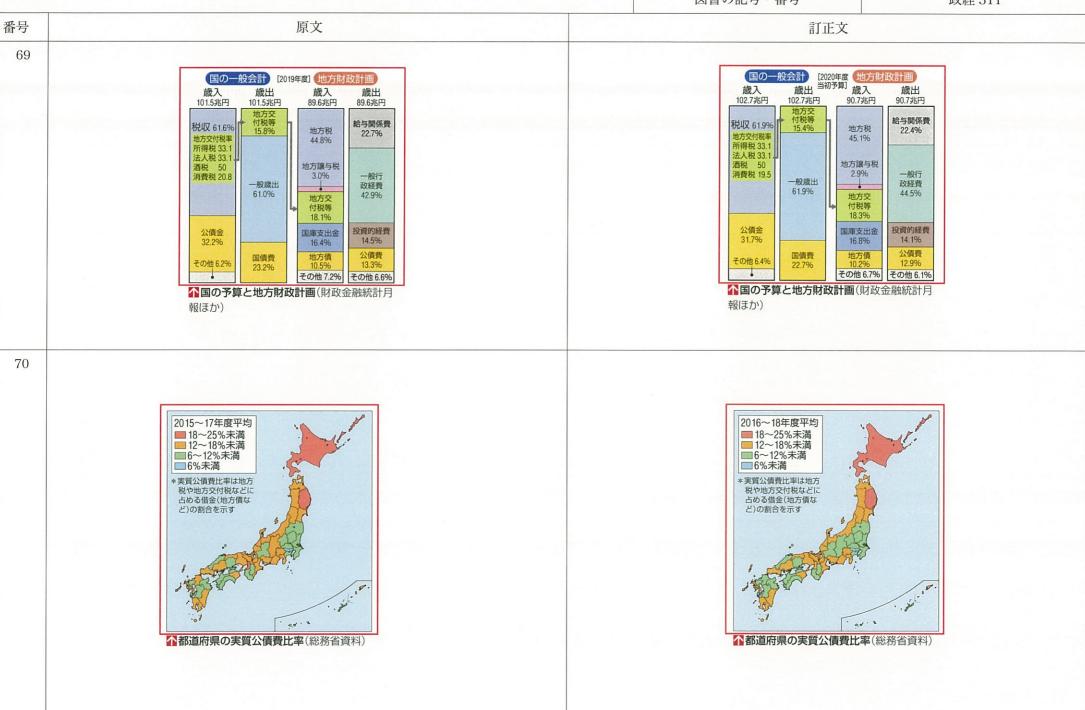
↑日本における新型コロナウイルス感染者数 (PCR検査陽性者数)の推移(厚生労働省資料)

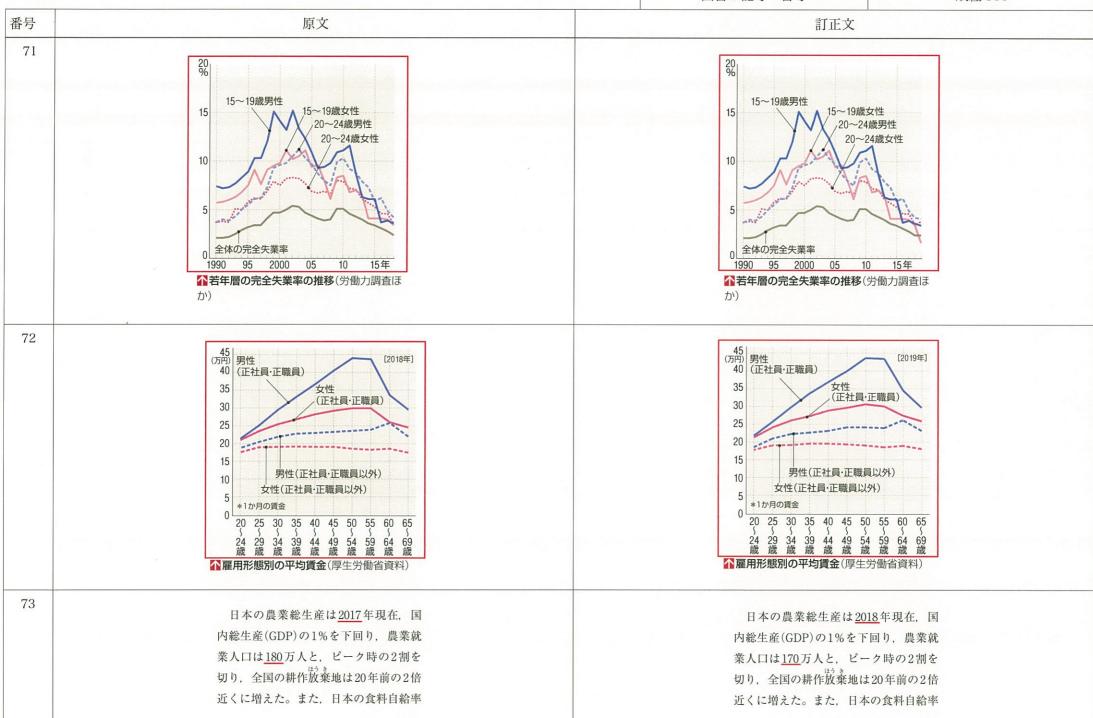


☆社会保障の国民負担率・給付費の比率の 国際比較(社会保障統計年報ほか)



☆社会保障の国民負担率・給付費の比率の 国際比較(社会保障統計年報ほか)





(TPP)が発効した。

74	2018年には、環太平洋経済連携協定 (TPP)が調印された。
	(111/1/10 page 1 / 10 / 10 / 10 / 10 / 10 / 10 / 10 /
75	
	[2013年] (単位:%)
	穀物 野菜 果実 肉類 卵類 牛乳 魚介類
	アメリカ 127 90 74 116 105 104 70
	カナダ 202 55 17 129 94 95 96
	ドイツ 113 40 25 114 71 123 24
	スペイン 75 183 135 125 108 76 60
	フランス 189 73 57 98 100 123 30
	イタリア 69 141 106 79 90 68 19
	オランダ 16 284 22 176 241 224 65
	スウェーデン 110 38 4 63 95 87 52
	イギリス 86 38 5 69 88 81 55
	スイス 42 46 37 80 54 102 2
	オーストラリア 279 82 90 166 99 146 29 日本 28 79 40 55 95 64 55
76	
76	□石炭 □石油 □天然ガス □原子力 ■水力 □バイオマス・廃棄物 □地熱・風力・その他 [2016年] 世界計 38.6% 3.7十 23.3 10.5 16.3 15.3
76	■バイオマス・廃棄物 □ 地熱・風力・その他 [2016年] 世界計 238370億kWh 中 国 68.6% 3.7+ 23.3 10.5 16.3 5.3 2.7 3.4 2.3
76	□ バイオマス・廃棄物 □ 地熱・風力・その他 [2016年] 世界計 238370億kWh 中 国 56660億kWh
76	□バイオマス・廃棄物 □ 地熱・風力・その他 [2016年] 世界計 238370億kWh 中 国 56660億kWh アメリカ 43200億kWh 7 メリカ 43200億kWh
76	□バイオマス・廃棄物 □地熱・風力・その他 [2016年] 世界計 238370億kWh 中 国 56660億kWh アメリカ 43200億kWh インド 19940億kWh インド 199406kWh インド 19940
76	□ バイオマス・廃棄物 □ 地熱・風力・その他 [2016年] 世界計 238370億kWh 中 国 56660億kWh アメリカ 43200億kWh インド 12940億kWh ロシア 12940億kWh ロシア 15794 18 1 170 0 18 1
76	□ バイオマス・廃棄物 □ 地熱・風力・その他 [2016年] 世界計 238370億kWh 中 国 56660億kWh アメリカ 43200億kWh インド 12940億kWh ロシア 10620億kWh ロシア 10620億kWh ロシア 10620億kWh 1.0 0.2 15.7% 47.9 18.1 17.0 12.0 12.0 12.0 12.0 12.0 12.0 12.0 12
76	□ バイオマス・廃棄物 □ 地熱・風力・その他 [2016年] 世界計 238370億kWh 中 国 56660億kWh アメリカ 43200億kWh インド 12940億kWh ロシア 10620億kWh ロシア 10620億kWh 日 日 本 10490億kWh 日 日 本 10490億kWh
76	□ バイオマス・廃棄物 □ 地熱・風力・その他 [2016年] 世界計 238370億kWh 中 国 56660億kWh アメリカ 43200億kWh インド 12940億kWh ロシア 10620億kWh 日本 10490億kWh 日本 10490億kWh ドイツ 6220億kWh 日本 10490億kWh ドイツ 6220億kWh 日本 10490億kWh ドイツ 6220億kWh 日本 10490億kWh ドイツ 6220億kWh 128 13.1 9.1 18.5
76	□ バイオマス・廃棄物 □ 地熱・風力・その他 [2016年] 世界計 238370億kWh 中 国 56660億kWh アメリカ 43200億kWh インド 12940億kWh ロシア 10620億kWh 日本 10490億kWh ドイツ 6220億kWh アラジル 74.8% 1.6
76	□ バイオマス・廃棄物 □ 地熱・風力・その他 [2016年] 世界計 238370億kWh 中 国 56660億kWh アメリカ 43200億kWh インド 12940億kWh 日 本 10490億kWh 日 本 10490億kWh ドイツ 6220億kWh 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1

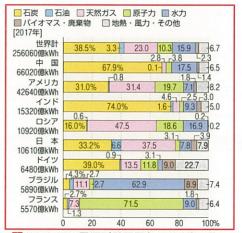
の輸出入は含まれていない。

	穀物	野菜	果実	肉類	卵類	牛乳· 乳製品	魚介類
アメリカ	119	87	73	113	103	112	65
カナダ	178	61	22	139	95	101	88
ドイツ	112	46	27	112	72	118	27
スペイン	53	191	137	140	114	84	59
フランス	170	72	62	100	99	118	29
イタリア	63	146	108	74	97	81	17
オランダ	9	328	38	228	192	203	65
スウェーデン	132	37	5	71	96	91	69
イギリス	94	46	10	72	91	90	55
スイス	44	52	40	84	62	103	3
オーストラリア	345	92	99	148	100	130	33
日本	28	79	40	52	96	60	52

訂正文

2018年には、環太平洋経済連携協定

☆おもな国の品目別自給率(食料需給表)



↑おもな国の電源別発電量(IEA資料)数値は各国内での発電量のみのもので、電力の輸出入は含まれていない。

		四百少元プー田グ	政府 311
号	原文	訂正文	
77	原子力発電は全世界の発電量の約11% を占めている(2016年)。原子力は大量	原子力発電は全世界の発電量の約 <u>10</u> % を占めている( <u>2017</u> 年)。原子力は大量	
		C II 9 C - 6 \ \ \ \ \ \ \ \ \ \ \ \ \ \ \ \ \ \	
78			
	[2018年] *2017年 5.8% GDP 3.8% 質易額 (DAC29か国中) 7.8%	[2019年] *2018年 5.8% GDP 3.7% JL 1.6% GDP 3.7% GDA* (DAC29か)国中) 5.0%	
	ほか)	ほか)	
			,

番号

79

原文

訂正文

# 民法(抜すい)

#### ●改正公布 昭和22年12月22日 法律第222号

#### 第1編 総則

第1条[基本原則] ①私権は、公共の福祉に適 合しなければならない。

- ②権利の行使及び義務の履行は、信義に従い誠 実に行わなければならない。
- ③権利の濫用は、これを許さない。

第4条[成年] 年齢20歳をもって、成年とする。 なして、前項の規定を適用する。 第5条[未成年者の法律行為] ①未成年者が法 律行為をするには、その法定代理人の同意を得 なければならない。ただし、単に権利を得、又 は義務を免れる法律行為については、この限り でない。

②前項の規定に反する法律行為は、取り消すこ とができる。

第90条[公序良俗] 公の秩序又は善良の風俗 に反する事項を目的とする法律行為は、無効と する。

第95条[錯誤] 意思表示は、法律行為の要素 に錯誤があったときは、無効とする。ただし、 表意者に重大な過失があったときは、表意者は、 自らその無効を主張することができない。

第96条[詐欺又は強迫] ①詐欺又は強迫によ る意思表示は、取り消すことができる。

# 第2編 物権

第206条[所有権の内容] 所有者は、法令の制 限内において、自由にその所有物の使用、収益 及び処分をする権利を有する。

## 第3編 債権

第446条[保証人の責任等] ①保証人は、主た 履行をする責任を負う。

②保証契約は、書面でしなければ、その効力を について準用する。

生じない。

③保証契約がその内容を記録した電磁的記録 (電子的方式,磁気的方式その他人の知覚によっ ては認識することができない方式で作られる記 録であって、電子計算機による情報処理の用に 供されるものをいう。)によってされたときは、 その保証契約は、書面によってされたものとみ

第709条[不法行為による損害賠償] 故意又は 過失によって他人の権利又は法律上保護される 利益を侵害した者は、これによって生じた損害 を賠償する責任を負う。

#### 第4編 親族

第725条[親族の範囲] 次に掲げる者は、親族 とする。

- 1 6親等内の血族
- 2 配偶者
- 3 3親等内の姻族

第731条[婚姻適齢] 男は、18歳に、女は、16 歳にならなければ、婚姻をすることができない。

## 第5編 相続

#### 第887条[子及びその代襲者等の相続権]

- ①被相続人の子は、相続人となる。
- ②被相続人の子が、相続の開始以前に死亡した とき、又は第891条の規定に該当し、若しくは 廃除によって、その相続権を失ったときは、そ の者の子がこれを代襲して相続人となる。ただ し、被相続人の直系卑属でない者は、この限り でない。

③前項の規定は、代襲者が、相続の開始以前に る債務者がその債務を履行しないときに、その 死亡し、又は第891条の規定に該当し、若しく は廃除によって、その代襲相続権を失った場合

# 民法(抜すい)

### ●改正公布 昭和22年12月22日 法律第222号

### 第1編 総則

第1条[基本原則] ①私権は、公共の福祉に適 合しなければならない。

- ②権利の行使及び義務の履行は、信義に従い誠 実に行わなければならない。
- ③権利の濫用は、これを許さない。

第4条[成年] 年齢20歳をもって、成年とする。 第709条[不法行為による損害賠償] 故意又は 第5条[未成年者の法律行為] ①未成年者が法 律行為をするには、その法定代理人の同意を得 なければならない。ただし、単に権利を得、又 は義務を免れる法律行為については、この限り でない。

②前項の規定に反する法律行為は、取り消すこ とができる。

第90条[公序良俗] 公の秩序又は善良の風俗 に反する法律行為は、無効とする。

第95条[錯誤] ①意思表示は、次に掲げる錯 誤に基づくものであって、その錯誤が法律行為 の目的及び取引上の社会通念に照らして重要な ものであるときは、取り消すことができる。

- 1 意思表示に対応する意思を欠く錯誤
- 2 表意者が法律行為の基礎とした事情につい てのその認識が真実に反する錯誤

第96条[詐欺又は強迫] ①詐欺又は強迫によ る意思表示は、取り消すことができる。

# 第2編 物権

第206条[所有権の内容] 所有者は、法令の制 限内において、自由にその所有物の使用、収益 及び処分をする権利を有する。

# 第3編 債権

第446条[保証人の責任等] ①保証人は、主た る債務者がその債務を履行しないときに、その

履行をする責任を負う。

- ②保証契約は、書面でしなければ、その効力を 生じない。
- ③保証契約がその内容を記録した電磁的記録に よってされたときは、その保証契約は、書面に よってされたものとみなして、前項の規定を適 用する。

過失によって他人の権利又は法律上保護される 利益を侵害した者は、これによって生じた損害 を賠償する責任を負う。

### 第4編 親族

第725条〔親族の範囲〕 次に掲げる者は、親族 とする。

- 1 6親等内の血族
- 2 配偶者
- 3 3親等内の姻族

第731条[婚姻適齢] 男は、18歳に、女は、16 歳にならなければ、婚姻をすることができない。

## 第5編 相続

#### 第887条[子及びその代襲者等の相続権]

- ①被相続人の子は、相続人となる。
- ②被相続人の子が、相続の開始以前に死亡した とき、又は第891条の規定に該当し、若しくは 廃除によって、その相続権を失ったときは、そ の者の子がこれを代襲して相続人となる。ただ し、被相続人の直系卑属でない者は、この限り でない。
- ③前項の規定は、代襲者が、相続の開始以前に 死亡し、又は第891条の規定に該当し、若しく は廃除によって、その代襲相続権を失った場合 について準用する。

番号 .

80

裁判官の独立 裁判所 裁判を受ける権利 裁量的財政政策 裁量労働制 砂漠化	58	社会権社会主義	13, 36	情報通信技術 情報の非対称性 条約 条例 食料安全保障 食糧自給率	107, 200
裁判所	58	社会主義	21, 113, 117	情報の非対称性	128, 162
裁判を受ける権利	41	社会主義市場経済	118	条約	8
裁量的財政政策	143	社会的共通資本	182	各個	65
<b>装量労働制</b>	175	社会主義市場経済 社会的費用 社会的費用 社会保険 社会保険	150	令机尔今但斯	163
砂道化	103	社会短礼	170	<b>食料終期制度</b>	101
サイプラノノローン	141	北公田弘	179	<b>具性自注则及</b>	100 010
サファフィムローン	141	社会体例	170	具科目指华	100, 212
42 30 00	191	在安保庫	1//, 204	食料・農業・農村	基本法 - 1bt
<b>多議院</b>	50	社会保障と税の一体	改革	女子差別撤廃条約 所得 所得税	14, 32
<b>座栗革命</b>	113	The second section of the second second	146, 204	所得	120
産業構造の高度化一	153	社債	124	所得税	144
産業再生機構	155	衆議院	50	所得の再分配	143
産業の空洞化	154	衆議院の優越	50	所有と経営の分離	123
三権分立	10, 50	自由権	13, 32	知る権利	40
参審制	62	重商主義	114	信教の自由	33
三審制	59	終身雇用	173	新興工業経済地域	195
9件面	102	修正資本主義	117	人口減少社会	182 183
絵酌権	41	修正籍立方式	180	新国際経済秩度	102, 100
サンフランシスつ至む	1441 00	集積の利益	151	新自由主義	110
三位一体の改革	66 165	社社会会会会 保護議由 前原 大学 (大学 ) 大学 (	04	所得极,所得极,所得不是。 所有人性。 所有人性。 所有人性。 有数如,实验, 一种, 一种, 一种, 一种, 一种, 一种, 一种, 一种, 一种, 一种	118
二原一体の以中	120	米田女王休平	40.04	八俚宏別領所深利	14
ニ曲守圃の原則・	132	来国的目¶惟 EP TO ME 1	48, 84	<b>分体の目田</b>	34
二割目宿	66	周辺事態	46	信託統治埋事会	86
	300000000000000000000000000000000000000	目田貿易	185	人道的介人	87
	CONTRACTOR OF THE PERSON NAMED IN	目田貿易協定	199	人民主権	9
自衛隊	43	住民自治	64	信用創造	137
<b>仏擬憲法</b>	24	住民投票	66	新冷戦	93
<b>尼刑制度</b>	34	主権	7, 80	垂直的公平 垂直的分業 水平的公平 水平的分案	THE RESIDENCE OF
資源ナショナリズム・	194	主権国家	7, 80	9	THE REAL PROPERTY.
自己決定権	40	首相	54	垂直的公平	144
自己資本	124	首長	65	垂直的分業	185
自己資本比率	124 140	雷里	126	水平的公平	145
各商物里	120 154	<b>集更曲線</b>	127	<b>水平的公常</b>	195
有提	110 106	十 <b>再图</b> 常院 <b>今</b> <del>***</del>	101	水平的分業 スーパー301条 枢密院	163
村根郊滨	114 126	活得刑社会	161	ACC state the	100
お根トなが	114, 120	海海湖 计 文本 中	101	スタグフレーショストック	20
り側口有平	122	加州望仁云形成推進	卷平法	スタクノレーショ	134
市場の矢取 市場メカニズム 自然権 自然法 持続可能な開発	120	シュンベーター常会	101	7177	131
リ場メガースム	128	シュンベーター	115	スマートクリット	107, 215
自然權	8, 12, 28	常会	52	スミソニアン協定	190
目然法	10	障害者雇用促進法	32, 176	++	
寺続可能な開発	104	証券化商品	141	COMMISSION CONTRACTOR	THE PROPERTY OF
寺続可能な開発に関う 世界首脳会議	- 2	常会 障害者雇用促進法 証券化商品 証券市場 証拠主義 少子高齢化 少子高齢社会 小選挙区制	136	生活保護法	36, 179
世界首脳会議	104	証拠主義	34	請願権	41
世界百屆会議 等將可能な開発目標 下請け 自治事務 条解於 有所符合件 足質経済成長率 也場際	195, 216	少子高齢化	181, 204	政教分離の原則	33
下請け	168	少子高齡社会	180, 204	政権交代	71
自治事務	65	小選挙区制	72	政策金利	139
条解散	54	小選挙区比例代表並	寸制 72	<b>生産手段</b>	113
市町村合併	67 206	<b>象徵天息制</b>	27	野地	- 6
<b>K價経済成長率</b>	133	<b>党任</b> 悉目会	52	政治推力	6
山根遊燈	100 211	帝任安贝云	32	以信仰力	74
<b>以</b>	70	小在社	00	以伯其並別止伝	74
<b>5</b> 元	" 12	少年法	60, 63	政石的無関心	/5
16017・コントロ	-N 49	<b>消費文出</b>	120	精神の自田	32
リは	58	<b>间實省基本法</b>	163	製造物責任法	163
可法権の独立	58	消費者契約法	164	生存権	13, 36
可法制度改革	62	消費者主権	162	政党	16, 68
資本移転等収支	187	消費者庁	163	政党交付金	74
資本主義経済	113, 114	消費者の四つの権利	163	政党政治	68
首本装備率	168	消費者物価	133	政党内閣	25
資本の自由化	150	消費者問題	162	政府	6, 121
CONTRACTOR OF THE PARTY OF THE	7	消費税	144	政府開発採助	92 110 193
打民革命					
方民革命 シャウプ勧告	144	消費生活センター	163	生物多样性:	102
駅  デ  デ  デ  デ  デ  デ  デ  デ  デ  デ  デ  デ	144	小通波を ・ 一 ・ 一 ・ 一 ・ 一 ・ 一 ・ 一 ・ 一 ・ 一	163	スススス 生請致政権策を	103

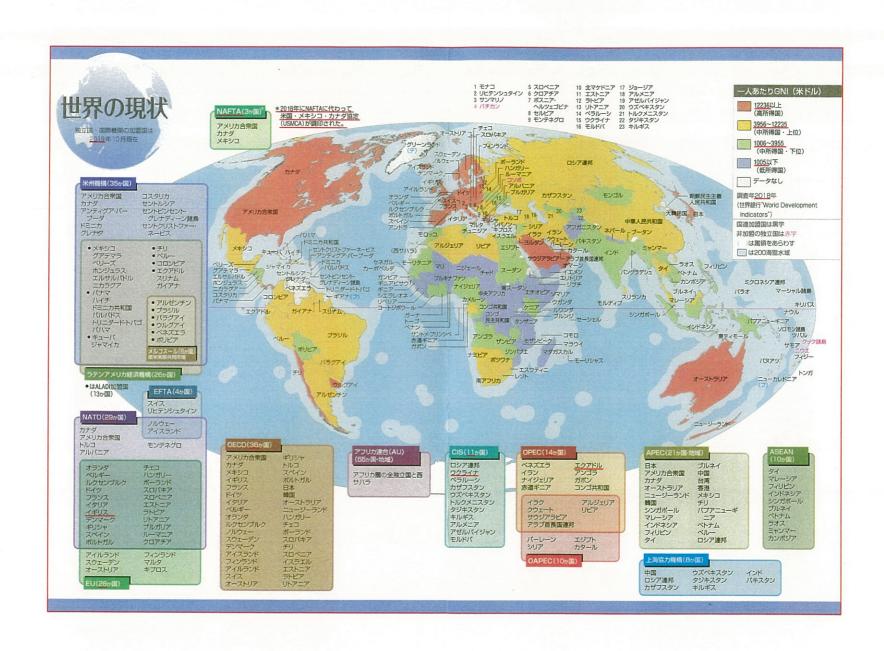
原文

裁判官の独立 裁判所	58	社会権社会主義	13, 36	情報通信技術 情報の非対称性 条約 条例	107, 200
裁判所	58	社会主義	21, 113, 117	情報の非対称性	128, 162
裁判を受ける権利	41	社会主義市場経済	118	条約	8:
裁量的財政政策	143	社会的共通資本	182	条例	6
裁量労働制	175	社会的費用	159	食料安全保障	167
裁判所 裁判を受ける権利 裁量的財政政策 裁量労働制 砂漠化	103	社会主義市場経済 社会的共通資本 社会的費用 社会福祉	179	食糧管理制度	165
伊沢化 サブプライムローン サミット 参議院	141	社会保険社会保障	178	無例 食料安全保障 食糧管理制度 食料自給率	166 213
#301	101	<b>社会保険</b>	177 204	食料・農業・農村者	100, 212
松镁欧	50	社会保障と税の一体	111, 204	九子 展示 展刊名	14 2
		1127 休年 2 7507 14	146 004	女子差別撤廃条約 所得 所得税	14, 32
座業単印 産業構造の高度化 産業再生機構 産業の空洞化	113	社債衆議院	140, 204	17] 14P 10G/IB 4M	120
産業得項の商及化	155	TL DI	124	所得の再分配	144
産来行生候得		外の代表で が、計算では、の だが、わか	50	がするとなる。	143
産業の空洞化	154	<b>承議院の後越</b>	50	所有と経営の分離の知る権利	123
二権分立	10, 50	自田権	13, 32	知る権利	40
産業の空洞化 三権分立 参審制 三審制	62	重商主義	114	新型コロナウイルフ 信教の自由 新興工業経済地域	-156,202
三審制	59	終身雇用	173	信教の自由	33
二番刺 酸性雨 参政権	102	修正資本主義	117	新興工業経済地域	195
		修正積立方式	180	人口原力和企	182 183
サンフランシスコ平和	1条約 90	集積の利益	151	新国際経済秩序	194
三位一体の改革	66, 155	集団安全保障	84	新国際経済秩序 新自由主義	119
三位一体の改革 三面等価の原則 三割自治	132	衆議議院 ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・	48, 84	新日田主義 人種差別撤廃条約 - 身体の自由	14
三割自治	66	周辺事態	46	身体の自由	34
	NAME OF TAXABLE PARTY.	自由貿易	185	信託統治理事会	86
		自由貿易協定	199	人道的介入	87
三割自治 - 自衛隊 法 - 仮表表表表表表表表表表表表表表表表表表表表表表表表表表表表表表表表表表表表	43	自由貿易協定住民投票主權相官家首相官要要由終於	64	学体の自田 信託統治理事会 人道的介入 人民主権 信用創造	- 0
以解審注	24	住民投票	66	母田創造	127
野期側的	34	土埃	7 80	新冷戦	02
を消すシュナリプルー	104	主機関第	7,00	301 112 40%	
は似人とコノリハム	40	<b>工作图</b>	7,00	す	
コロ次定権	124	世間	04 CE	垂直的公平	
日口質や	104 140	日文	65	垂直的分業水平的公平	144
日口質平几平	124, 140	商安	126	<b>型圆的分</b> 条	185
貨壓勿米	120, 154	需要 間線 主要 国首 脳会議 循環型社会	12/	水平的公平	145
11場	112, 126	王要国直脑会議	191		185
中場社首	114, 126	循環型社会	161	ホードカ来 スーパー301条 枢密院	153
市場占有率	122	循環型社会形成推進		枢密院	25
市場の失敗	128		161	スタグフレーション	134
自己資本 生産 主産 主産 市場 ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・	128	シュンペーター 常会	115	スタグフレーション ストック スマートグリッド	131
自然権	8, 12, 28	常会	52	スマートグリッドー	107, 215
自然法	10	障害者雇用促進法	32, 176	スミソニアン協定	190
寺続可能な開発	104	常会 障害者雇用促進法 証券化商品 証券市場 証拠主義 少子高齢社会 小選挙区制	141	CONTRACTOR OF THE PARTY OF THE	NAME OF TAXABLE PARTY.
寺続可能な開発に関す 世界首脳会議	る	証券市場	136	6	ALTO SECTION
世界首脳会議	104	証拠主義	34	生活保護法	36, 179
世界自願会議 寺続可能な開発目標 - 下請け 自治事務 /条解散 方所経済成長   東	195, 216	少子高齢化	181, 204	請願権	41
下請け	168	少子高齢社会	180, 204	政教分離の原則	33
自治事務	65	小選挙区制	72	政権交代	71
条解散	54	小選挙区比例代表並	才能 72	政策全利	139
市町村合併	67 206	象徵天息制	27	<b>生產手段</b>	113
在假经济市民市	133	<b>曾任禾昌</b> 会	52	7年4	110
下町村台研 英質経済成長率 也場産業 形票	160 211	<b>骨任理市园</b>	96	7人(口	0
E物厘米 E断	70	<b>市江泾中国</b>	00	以而惟力	74
<b>も飛</b>	1 12	沙平広	60, 63	以宿貨金規止法	/4
シビリアン・コントロ	-N 49	<b>得到文出</b>	120	政治的無関心	75
司法 司法権の独立	58	<b>消費者基本法</b>	163	精神の自由	32
可法権の独立	58	消費者契約法	164	製造物責任法	163
司法制度改革	62	消費者主権	162	生存権	13, 36
資本移転等収支	187	消費者庁	163	政党	16, 68
資本主義経済	113, 114	小遺祭を 学区 製工 型 大 型 生 主 要 生 主 要 生 に 生 を 長 要 理 は と 基 長 長 要 理 は と 去 契 き 者 者 者 者 者 う に の に 。 に の に 。 に 。 に る 。 に る 。 に 。 に 。 に 。 に 。 に 。 に 。 に 。 に 。 に 。 に 。 に 。 に 。 に 。 に 。 に 。 。 に 。 に 。 に 。 に 。 に 。 に 。 に 。 に 。 に 。 に 。 。 に 。 。 。 。 に 。 。 。 。 。 。 。 。 に 。 。 。 。 に 。 。 。 。 。 。 。 。 。 。 。 。 。	163	政党交付金	74
資本装備率	168	消費者物価	133	政党政治	68
資本の自由化	150	消費者問題	162	政党内閣	25
市民革命	7	消費税	144	政府	6, 121
司法権の独立 革 司法本権の政立 取 司法本移転等経済 資本本主義備自由 市 市 市 市 市 市 市 市 市 市 市 ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・	144	消費生活センター 情報化 情報公開法	163	宋スス 生請政政治 (大学) (大学) (大学) (大学) (大学) (大学) (大学) (大学)	92 110 193
<b>社会起業室</b>	125	情報化	200	生物多样性	103

原文

81

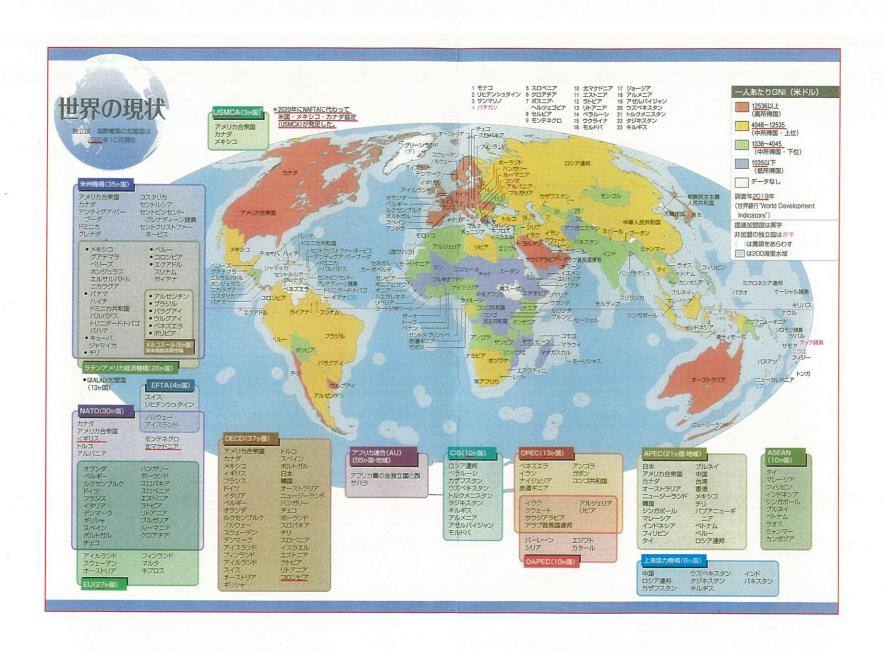
番号

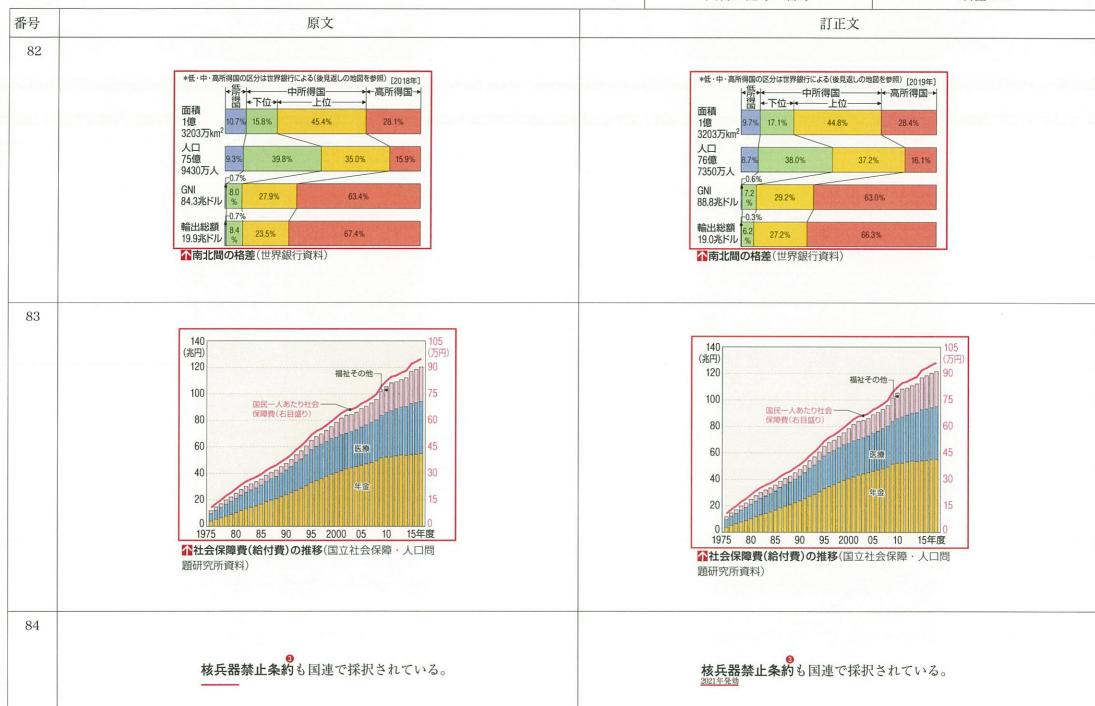


訂正文

81

番号





訂正箇所			臣	ST T +		
ページ	行		原	文 	訂 正 文	
66	左上地図	(添付別紙1参照)			(添付別紙1参照)	-
74	右上グラフ	(添付別紙1参照)			(添付別紙1参照)	1.
105	8	(添付別紙1参照)			(添付別紙1参照)	1
L						
199	右上地図	(添付別紙2参照)			(添付別紙2参照)	
199	右上地図	(添付別紙2参照)			(添付別紙2参照)	Ī
199	12-13	(添付別紙2参照)	<u> </u>		(添付別紙2参照)	

亚口	医士	<b>ニナ</b> ア-14
番号	原文	訂正文
1	*大阪市以外の住民投票 原子力発電所 (新潟県都町)現新湖市 (1996年8月) (新潟県地野村) (2003年11月) (2003年11月) (2015年5月) (大阪市大阪市大阪市大阪市大阪市大阪市大阪市大阪市大阪市大阪市大阪市大阪市大阪市大	*大阪市以外の住民投票 原子力発電所 (計画県を町)現新湖市 (1996年8月) (初海県別割村) (2001年5月) (大阪市場別区設置 (大阪市場別) (1998年6月) (大阪市場別・1998年7月) (大阪市場の出車場 (岡川県吉永町)現帰前市 (1998年2月) (大阪市場の出車場 (岡川県吉永町)現帰前市 (1998年2月) (大阪市場の出車場 (岡川県吉塚町) (1998年2月) (東京市局) (東京市市局) (東京市市局) (東京市市局) (東京市市局) (東京市市局) (東京市市局) (東京市局) (東京市市局) (東京市市市市市市市市市市市市市市市市市市市市市市市市市市市市市市市市市市市市
2		
2	(最大格差) 7.0 倍 6.0 5.0 4.0 9 4.40  宋議院 4.77 3.0 2.0 1.0 1962: 70 75 80 85 90 95 2000 05 10 15年  「一票の格差」と最高裁判決(総務省資料ほか)	(最大格差) 7.0 倍 6.0 5.0 4.40 来議院 4.77 3.0 2.0 1.0 1.0 1.0 1.0 1.0 1.0 1.0 1.0 1.0 1
3	減目標の達成は義務化されず、また2017年にアメリカが離脱を表明した。	減目標の達成は義務化されず、また2020年にアメリカが離脱した。

